

届出制手数料に係る手数料表および返戻金制度

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。個々の職業紹介における手数料については、申込書または契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額および負担者
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 （期間の定めのない・ある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる想定年収の35%（税別）とします。
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる想定年収の35%（税別）とします。

※1. 想定年収とは、月額給与及び諸手当（通勤手当を除くすべての算定可能な手当をいう。以下同じ）の12ヶ月分と、前年度実績により算出した想定賞与額とを合算した額をいう。なお、採用者の給与が年俸による場合で、当該年俸に通勤交通費が含まれる場合は、年額給与及び諸手当より通勤交通費を除いた額を、当該年俸に通勤交通費が含まれない場合は、年額給与及び諸手当の額を、それぞれ想定年収というものとします。

※2. 当社からの紹介により採用された採用者が退職（労働者と使用者が合意によって労働契約を将来に向けて解約すること及び労働者による労働契約の解約をいう。以下同じ）した場合（ただし採用者の死亡、心身の故障による場合を除き、かつ採用者の責めに帰すべき事由のみによる場合に限る）、当社は受領した報酬（以下「既払報酬」という）のうち、下記の金額を求人者に返還いたします。

その退職日が採用日から1ヶ月以内の場合	既払報酬の80%
その退職日が採用日から3ヶ月以内の場合	既払報酬の50%
その退職日が採用日から6ヶ月以内の場合	既払報酬の20%